

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 都市計画課

許認可等の内容		建築制限解除承認
根拠法令等及び条項		都市計画法第37条第1号
標準 処理 期間	根拠条項	開発許可事務に係る審査基準及び標準処理期間
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	10日
審査 基準	根拠条項	栃木市開発許可等審査基準 都市計画法施行細則
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成27年 4月 1日最終変更（平成27年告示第148号）
	<p>【 基 準 】</p> <p>都市計画法第37条第1号に規定する支障がないと認める場合とは、次に該当する場合とする。</p> <p>(1) 公益的施設を先行的に建設する必要があるときその他完了前に建築物の建築又は特定工作物の建設をしなければならない合理的理由があること。</p> <p>(2) 開発行為が許可どおりに行われることが確実であると認められるものであること。</p> <p>(3) 開発許可に係る道路及び調整池等の公共施設がおおむね完了していること。</p> <p>(4) 当該建築又は建設に係る工事により災害の生じることのないよう防災措置が講じられていること。</p>	